

4 案 の 条 文 一 覧

1 前 文

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正案	市民会議素案	より良くする会の案
前文	わたしたちが暮らす熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本市に代表される歴史的遺産や様々な文化が息づく、都市の機能と豊かな自然が調和しているまちです。 わたしたちには、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、日本国憲法に保障されている個人の尊重・法の下での平等のもと、市民一人ひとりの個性と人権を尊重しながら、希望と誇りをもって心豊かに安心して生活できるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいくことが求められます。 今日の多様化する時代における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、積極的に参画し、市民、市議会及び市の執行機関等との協働により、自主的、自立的に進めていかなければなりません。 わたしたちは、ここに、全ての市民が共有する本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。	前文 私たちが暮らす熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本市に代表される歴史的遺産や様々な文化が息づく、都市の機能と豊かな自然が調和しているまちです。 地方分権の確立が求められる今日においては、地方自治の根幹である真の民主主義を実現し、継承するためのまちづくり、すなわち、わたしたちの熊本市を市民一人ひとりの個性と人権を尊重しながら、希望と誇りをもって心豊かに安心して生活できるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいくことが求められています。 さらには、熊本市が、他都市との信頼と協力の関係を構築していくためには、私たちが、その市政運営の核となるべき理念と原則を明らかにしなければなりません。 市民の価値観が多様化する今の時代における地方自治には、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、積極的に参画し、熊本市のまちづくりを自己決定する鼎(かなえ)となることを基本理念として、それぞれの立場を尊重しながら、十分に対話を行うことが要請されている、との認識の下、自律的なまちづくりの実現に資する基本原則を定めるため、この条例を制定し、すべての人に認められ、遵守される最高の条例に育ていきます。	前文 地方自治は、私たちの暮らしを守るためのしくみです。 私たちのまち熊本市は、東に阿蘇山をのぞみ、伏流水にめぐまれ、67万熊本市民の上水道は、清冽な地下水です。すべてまかなわれている稀有な都市です。西は貴重な干潟を有する有明海に面しています。 私たちは、水湧き出でる江津湖、緑豊かな金峰山、熊本城などの自然環境や史跡にもめぐまれ、歴史や文化を継承・発展させてきた先人に学ぶと共に、戦災や幾多の災害など、過去の教訓は忘れてはなりません。 国際化、国の財政の危機、迫る少子高齢化等の時代の波を受け、2000年の「地方分権一括法」により、行政のしくみが中央集権構造から地方分権構造へと、歴史的に転換し、自治体には自主と自律性が、住民には主権者としての自覚が求められています。 私たちは、子どもたちをはじめ市民すべてが、安心して心豊かに生活できるまちをめざして、性別、年齢、国籍、障害のあるなしなどに関わらず、「熊本市のことは、主権者である住民自らが責任をもって決めていく」ことを決意しました。 私たちは、私たちの愛する大切なまち熊本市の、新しい自治の実現のため、「情報の共有」の原則のもと、市民が市政へ参画し、市民、市議会、市の執行機関とが協働するしくみや理念を、熊本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。	前文 地方自治は、私たちの暮らしを守るためのしくみです。 私たちのまち熊本市は、東に阿蘇山をのぞみ、伏流水にめぐまれ、67万熊本市民の上水道は、清冽な地下水です。すべてまかなわれている稀有な都市です。西は貴重な干潟を有する有明海に面しています。 私たちは、水湧き出でる江津湖、緑豊かな金峰山、熊本城などの自然環境や史跡にもめぐまれ、歴史や文化を継承・発展させてきた先人に学ぶと共に、戦災や幾多の災害など、過去の教訓は忘れてはなりません。 国際化、国の財政の危機、迫る少子高齢化等の時代の波を受け、2000年の「地方分権一括法」により、行政のしくみが中央集権構造から地方分権構造へと、歴史的に転換し、自治体には自主と自律性が、住民には主権者としての自覚が求められています。 私たちは、子どもたちをはじめ市民すべてが、安心して心豊かに生活できるまちをめざして、性別、年齢、国籍、障害のあるなしなどに関わらず、「熊本市のことは、主権者である住民自らが責任をもって決めていく」ことを決意しました。 私たちは、私たちの愛する大切なまち熊本市の、新しい自治の実現のため、「情報の共有」の原則のもと、市民が市政へ参画し、市民、市議会、市の執行機関とが協働するしくみや理念を、熊本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

2 目 的

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(目的) 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関等の役割及び参画と協働によるまちづくりの基本原則を定め、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とします。	(目的) 第1条 この条例は、日本国憲法に規定する地方自治の本旨を真に実現するために、熊本市のまちづくりに関する基本原則を定めることにより、熊本市における住民自治の確立を図り、熊本市にふさわしい、より良い政策の実現を目指すことを目的とします。	(目的) 第1条 この条例は、私たちのまち熊本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれに果たすべき役割に関する基本事項及び参画と協働によるまちづくりを進めるための基本的な原則を定め、地方自治の本旨に基づく自治の実現を目指すことを目的とします。	(目的) 第1条 この条例は、熊本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関の権利や責務を明確にし、熊本市の自治を進めるための基本原則及び基本事項等を定め、市民の福祉の向上と、人と自然と都市の活動が調和した豊かな地域社会の実現を目的とします。

3 定 義

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(定義) 第2条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。 (1)市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 市内に居住する者 イ 市内に通勤し、又は通学する者 ウ 市内で事業を営み、又は活動するもの (2)市の執行機関等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。 (3)参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。 (4)協働 それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し、補完し、協力することをいいます。 (5)まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適にしていく活動をいいます。	(定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1)市 市長が代表する地方自治体(以下「自治体」といいます)。としての熊本市をいいます。 (2)市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 熊本市に居住する者 イ 熊本市に通勤し、又は通学する者 ウ 熊本市に事務所若しくは事業所を有する法人又は熊本市において事業を営むもの エ 自治会等の地縁による団体、ボランティア団体、NPO法人等の市民活動団体又はコミュニティ等で、熊本市において活動するもの (3)市政 市における政治及び行政の総体をいいます。 (4)市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1)市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 市内に住所を有する者又は居住する者 イ 市内に通勤し、又は通学する者 ウ 市内で事業を営むもの又は活動するもの (2)市の執行機関 市長及びその他の執行機関 (3)参画 施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、行動すること。 (4)協働 それぞれが役割と責務を担いながら、他の特性等を尊重しお互いに補完しながら、協力して取組むこと。 (5)コミュニティ 市民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1)市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 市内に住所を有する者又は居住する者。 イ 市内に通勤し、又は通学する者。 ウ 市内で事業を営むもの又は活動するもの。 (2)市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (3)市 市民、市議会及び市の執行機関が存する行政区画をいいます。 (4)参画 市政における施策の立案から実施、及び評価に至るまでの過程に、主体的にかかわり、行動することをいいます。 (5)協働 共通の目的を実現するために、それぞれが役割と責務を担いながら、他の特性等を尊重し、対等な関係に立つて協力することをいいます。

4 基本理念

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(自治の基本理念) 第3条 本市の基本理念は、次のとおりとします。 (1)一人ひとりの人権を尊重し、市民の意思を適切に反映した市政が行われること。 (2)自治の主体である市民の自発的、積極的な参画により市政が進められること。 (3)市民、市議会及び市の執行機関等が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して市政が進められること。 (4)市自らの意思と責任のもとで自立した市政が行われること。		(基本理念) 第3条 私たちのまち熊本市の自治は、性別、年齢、障害の有無、その他の違いにより差別されことなく一人ひとりの人権を尊重して進めます。 2 私たちのまち熊本市の自治は、その主体である市民の自発的、積極的な参画を基本として進めます。 3 私たちのまち熊本市の自治は、市民、市議会及び市の執行機関が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して進めます。 (市の自立) 第20条 私たちのまち熊本市は、自治の実現のため、国及び他の地方公共団体と対等な立場にたち、自らの判断と責任において市政の運営を行うものとしします。	(基本理念) 第3条 熊本市の自治は、性別、年齢、障害の有無、その他の違いにより差別されことなく、一人ひとりの人権を尊重して進めます。 2 熊本市の自治は、主権者である市民が、市政に関する情報を共有し、自らの判断と責任にもとづき、積極的に参加して進めます。 3 熊本市の自治は、市民、市議会及び市の執行機関が、信頼しあったり、それぞれが役割を担ったり、信頼関係を構築し、それぞれが対等な立場で協力して進めます。 (基本原則) 第4条 市民、市議会及び市の執行機関は、自治の理念を実現するために、情報共有の原則、参画の原則、協働の原則に基づき、熊本市の自治を行います。 (市の自立) 第29条 熊本市は、自治の実現のため、国及び他の地方公共団体と対等な立場に立ち、自らの判断と責任において市政の運営を行うものとしします。

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(市民の権利及び役割) 第4条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利・義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次の権利を有し、市政に参画します。 (1) 市の執行機関等及び市議会と協働し、まちづくりに参画する権利 (2) 市民参画の前提となる、知る権利としての市の執行機関等及び市議会に対し情報を求める権利 (3) 市政に関し意見を表明し、又は提案する権利 2 市民は、市政への参画に当たっては、自治の主体であることを認識し、その発言と行動に責任をもち、自らまちづくりに取り組みます。 3 市内で事業を営み、又は活動するものは、その事業又は活動が市民生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。	(市民の役割) 第6条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利及び義務を有するとともに、この条例の基本理念を実現するため、次の権利を有します。 (1) 市議会及び市の執行機関と協力関係を保ちつつ、まちづくりに参加する権利 (2) 第3条第4項に定める基本原則に基づき、情報を求める権利 (3) 市政に関し意見を表明し、又は提案する権利 2 市民は、自治の主体であることを認識し、その発言と行動に責任をもち、自らまちづくりに取り組みます。	(市民の権利) 第4条 市民は、市の執行機関及び市議会と協働し、私たちのまち熊本市をつくりあげていくために市政に参画する権利を有します。 2 市民は、市民参画の前提となる「知る権利」が保障されるよう、市の執行機関及び市議会に対し、情報を求めていく権利を有します。 3 市民は、市政に関する自らの意見を表明又は提案する権利を有します。 (市民の責務) 第5条 市民は、私たちのまち熊本市を創造する自治の主体者であることを認識し、自らの発言と行動に責任をもつこととします。 2 市民は、まちづくりにおける自らの果たすべき責任を自覚し、積極的に市政に参画するよう努めることとします。 3 特に、事業を営みまたは活動する場合は、その活動に伴う市民生活への影響に配慮し、地域社会との調和に努めることとします。	(市民の権利) 第5条 市民は、個人として尊重され、平和で良好な環境のもとで、安心で安全な生活を営む権利があります。 2 市民は、市の執行機関及び市議会と協働し、熊本市の自治をつくりあげていくために市政に参画する権利があります。 3 市民は、市議会及び市の執行機関が保有する情報を知る権利及び取得する権利があります。 4 市民は、市政に関する自らの意見を表明及び提案する権利があります。 5 市民は、等しく行政サービスを受ける権利があります。 (市民の責務) 第6条 市民は、熊本市を創造する自治の主体者であることを認識し、自らの発言と行動に責任があります。 2 市民は、住民自治における自らの果たすべき責任を自覚し、積極的に市政に参画するよう努めます。 (事業者の社会的責任) 第7条 熊本市内で事業を営みまたは活動するものは、その活動に伴う市民生活への影響に配慮し、地域社会との調和に努めなければなりません。

6 議 会

行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
(市議会の役割) 第5条 市議会は、市の議決機関として、広範な意見の聴取に努めるとともに、市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めます。 2 市議会議員は、政策の提案及び立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に応え、市民のため誠実に職務を行います。	(市議会及び議員の役割) 第7条 市民の代表としての市議会は、市の議決機関として広範な意見の聴取に努めるとともに、まちづくりに関する施策の意思決定機関として、市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めます。 2 市議会を構成する議員は、市政運営の監視、市民の意見の広範な聴取並びに政策の提案及び立法に関する活動に努めます。 (分かりやすい市議会) 第8条 市議会は、本会議及び委員会が、市民に分かりやすいものとなるように努めます。	(市議会の役割と責務) 第10条 市議会は、市民の信託に応え、意思決定機関として市民の多様な意見の集約に努めるとともに、市政運営を監視し、公平で透明性の高い市政実現に努力しなければなりません。 2 市議会は、情報を積極的に公開するとともに、議会の活動を広く市民に広報するなど開かれた議会運営に努めなければなりません。 (市議会議員の責務) 第11条 市議会議員は、市民の代表として市民の信託に応え、この条例を遵守するとともに、市民全体の利益のために、政策立案能力の向上に努め、誠実に職務を遂行しなければなりません。	(市議会の役割と責務) 第9条 市議会は、意思決定機関として、市民の信託に応えるべく、市民の多様な意見の集約及び市民の意見が適切に反映されるよう、必要かつ十分に会議を行います。 2 市議会は、市政運営を監視し、政策の立案等を行うとともに、公平及び公正かつ誠実さを持って市民の福祉の向上に努めます。 3 市議会は、市議会が保有する情報の公開及び提供、並びに会議の公開を原則とし、議会の活動を積極的に広報するなど、開かれた議会運営を行います。 (市議会議員の責務) 第10条 市議会議員は、市民の信託に応え、この条例を遵守するとともに、市民全体の利益のために、政策立案能力の向上に努め、誠実に職務を遂行します。 2 市議会議員は、公人としての自らの情報を公開するとともに、説明責任を果たさなければなりません。

7 市の執行機関

行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
(市の執行機関等の役割) 第6条 市長は、市の代表として公正かつ誠実に市政運営を行います。 2 市の執行機関等は、次の事項を基本とし、市政運営を行います。 (1) 市民の信頼に応え、公平及び公正であり透明性を高めること。 (2) 市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質を高めること。 (3) 市民の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げること。 (4) 本市の特性を生かし、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること。 3 市の職員は、必要な知識及び能力の修得とその向上に努め、全体の奉仕者として市民の視点に立ち、誠実に職務を行います。	(市の執行機関の責務) 第10条 市の執行機関は、市民の信託を受けて、その権限を委任され、責任を負っていることを自覚し、職務を公正かつ誠実に行わなければならない。 (市長の責務) 第9条 市長は、市民の信託に応える市政運営の代表者であり、市民及び市議会と協力し、この条例の基本理念を実現する役割を担い、この条例を誠実に遵守しなければならない。 (職員の責務) 第11条 市の職員は、市民のまちづくりへの参加について支援する専門的な知識を有するスタッフとしての自覚に立ち、自己研さんに励み、職務の遂行に当たっては、この条例に基づいて行わなければならない。	(市の執行機関の役割と責務) 第7条 市の執行機関は、公平及び公正でなければならない、市民の信頼を得るものでなければならない。 2 市の執行機関は、市民ニーズを的確に把握し、行政サービスへの市民の満足度を高め市民の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。 (市長の責務) 第8条 市長は、市民の信託に応え、この条例の理念を実現するため、この条例を遵守するとともに、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。 (市職員の責務) 第9条 市職員は、市民全体の奉仕者として、この条例を遵守するとともに、市民との協働の視点に立ち、職務を遂行しなければならない。 2 市職員は、自らの責務を遂行するために、必要な能力の修得とその向上に努めなければならない。	(市長の責務) 第11条 市長は、市民の信託に応え、この条例の理念を実現するため、この条例を遵守するとともに、公平及び公正かつ誠実に市政運営を行います。 2 市長は、就任にあたっては、日本国憲法で保障された地方自治権の一層の拡充と、この条例を遵守し、職務を執行することを宣誓しなければならない。 (市の執行機関の役割と責務) 第12条 市の執行機関は、公平及び公正でなければならない、市民の信頼を得るものでなければならない。 2 市の執行機関は、市民ニーズを的確に把握し、行政サービスへの市民の満足度を高め、市民の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにします。 3 市の執行機関は、市政への市民参画機会を保障し、拡充するとともに、市民から提出された意見や提案は応答を公開し、施策に反映させます。 4 市の執行機関は、保有する情報を積極的に公開し、わかりやすく市民に説明します。 (市職員の責務) 第13条 市職員は、市民全体の奉仕者として、日本国憲法及びこの条例を遵守し、誠実かつ公平及び公正に職務を遂行します。

8 参画及び協働の原則

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(参画及び協働の原則) 第7条 市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、参画と協働によるまちづくりに取り組みます。 2 参画と協働によるまちづくりは、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組めます。		(参画及び協働の原則) 第12条 市の執行機関は、市民の市政への参画が保障されるよう、市民への市政情報の提供と、市政への参画機会の拡充等に取り組まなければならない。 2 市民、市議会及び市の執行機関は、目的と情報の共有を図り、相互理解と信頼関係の構築に努めるとともに、お互いの知恵と力を出し合い協働でまちづくりに取り組まなければならない。 3 参画及び協働は、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組むこととします。	(参画及び協働の原則) 第19条 参画及び協働による熊本市のまちづくりは、それぞれの市民が有する諸運いに配慮し、お互いが平等であることを認識して進めます。 2 参画及び協働は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ進めます。 3 参画及び協働による熊本市づくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、市の執行機関の不当な関与を受けません。 4 参画及び協働による熊本市づくりの活動は、目的と情報の共有を図り、対等な立場に立ち、お互いの知恵と力を出し合っ て進めます。 5 参画及び協働による熊本市づくりの活動は、市民が活動への参加又は不参加を理由に不利益を受けることはありません。

9 青少年・子どもの参画

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(青少年・子どもの参画) 第8条 青少年・子ども(未成年の市民をいいます。以下同じ。)は、個人として尊重され、まちづくりに参画する権利を有します。 2 市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくりに努めます。		(青少年・子どもの権利と環境づくり) 第6条 青少年・子どもは、個人として尊重され、まちづくりに参画する権利を有します。 2 大人は、青少年・子どもを市民として尊重し、まちづくりに参画ができるよう、その環境づくりに努めることとします。	(青少年・子どもの権利と環境づくり) 第8条 青少年・子どもは、年齢に応じて、熊本市の自治に参画することができま す。 2 青少年・子どもは、熊本市の自治に関して、自らの意見を表明及び提案することができま す。 3 大人は、青少年・子どもを市民として尊重し、前二項の実現のため、その環境づくりに努めなければならないと す。

10 参画制度

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(市民参画制度) 第9条 市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備します。 2 市の執行機関等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。 (施策への反映) 第10条 市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。		(市民参画制度) 第13条 市の執行機関は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その対象となる事案に応じ、適切かつ効果的な市民参画のための制度を整備し、実施することとします。 (市民意見提出手続) 第14条 市の執行機関は、市政運営に係る重要な施策や計画の策定、市民の生活や活動等に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃にあたっては、事前に趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見の提出を求め、施策に反映させるよう努めるとともに、当該意見に対する市の考え方や意見の取り扱い等を広く公表するものとします。	(市民参画制度) 第20条 市の執行機関は、市民の市政への参画が保障されるよう、市民への市政情報の提供と、市政への参画機会を拡充しなければならないと す。 2 市の執行機関は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画及び協働のための制度及び手続きを、別に条例で定めるものと します。 (市民意見提出手続等)……パブリックコメント手続 第21条 市の執行機関は、市政運営に係る重要な施策や計画の策定、市民の生活や活動等に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃にあたっては、事前に趣旨、内容その他必要な事項を公表及び説明を行い、市民に意見の提出を求め、施策に反映させるよう努めるとともに、当該意見に対する考え方や意見の取り扱い等を広く公表 します。 2 市の執行機関は、市民からの政策提言及び意見の提案を受け る制度を別に条例で定めると ともに、そのための対応の 機 関を設 置するものと す。

11 市民活動団体との連携

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(市民活動団体との協働) 第11条 市の執行機関等は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的、自発的に活動する団体と連携を図り、まちづくりを協働で進めるための仕組みを整備します。		(市民活動団体との連携) 第18条 市の執行機関は、公共の利益や社会貢献につながるような市民活動や市民団体に対し、情報の共有化を図っていくとともに、必要な支援等に努めます。	(市民活動団体との連携) 第32条 市の執行機関は、公共の福祉及び公的利益や社会貢献につながるような市民活動や市民団体に対し、情報の共有化を図っていくとともに、必要な支援等に努めます。

12 コミュニティ(地域のまちづくり)

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(協働による地域のまちづくり) 第12条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のまちづくりを推進するよう努めます。 2 市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めることとします。 3 市の執行機関等は、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援します。		(コミュニティ) 第19条 市民及び市の執行機関は、地域の問題を解決していくため、協働し、地域社会を多様に支え、自主的かつ自律的なコミュニティ活動を推進します。 2 市民は、市民としてのルールとマナーを守り、お互いを十分に尊重しながら、思いやりとふれあいのある住みよい地域づくりに努めます。 3 市民及び市の執行機関は、地域の自治を支えるコミュニティを尊重し、協働で担う新しい公共の仕組みづくりに取り組みます。	(コミュニティ) 第23条 コミュニティとは、市民一人ひとりが、自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいいます。 (コミュニティにおける市民の役割) 第24条 市民は、熊本市の重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努めます。 2 市民は、市民としてのルールとマナーを守り、お互いを十分に尊重しながら、思いやりとふれあいのある住みよい地域及び熊本市づくりに努めます。 (市の執行機関とコミュニティのかかわり) 第25条 市の執行機関は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的活動を必要に応じて支援することができず。 2 市の執行機関は、コミュニティの活動を推進するとともに、地域の問題を解決していくため、協働で担う新しい公共の仕組みづくりに取り組みます。

13 自治推進委員会の設置

	行政案 (H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(自治推進委員会の設置) 第13条 この条例に定める自治の基本理念の実現に向け、市長の諮問に応じ、参画及び協働に関する重要事項を審議し、市長に答申する附属機関として熊本市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。 2 委員会は、前項に規定するもののほか、参画及び協働に関する重要事項について、市長に意見を述べることができるものとします。 3 委員会は、自治に意見を有する者、市民、市議会議員及び市の職員によって構成されます。 4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、別に定めます。		(自治推進委員会の設置) 第33条 この条例の理念の実現にむけ、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりに関する基本的事項を審議するため、自治推進委員会を設置することとします。 2 自治推進委員会は、協働のまちづくりに関する基本的事項について、市長に意見を述べることができるものとします。 3 自治推進委員会は、自治に意見を有する者及び市民、市議会議員、市職員によって構成します。	(自治推進委員会の設置) 第40条 この条例の理念の実現にむけ、熊本市の自治の推進に関する基本事項を審議するため、自治推進委員会を設置するものとします。 2 自治推進委員会は、市長に意見を述べることでできるとともに、条例の見直し等を市長に進言することができま 3 自治推進委員会は、自治に意見を有する者及び、市民、市議会議員及び市職員によって構成します。 4 自治推進委員は、構成員総数25人とし、2分の1以上を公募市民とします。

14 住民投票

	行政案 (H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(住民投票) 第14条 市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができま 2 市長は、住民投票の結果を尊重します。 (住民投票の請求及び発議) 第15条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。 2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。 3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。	(住民投票) 第14条 市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、住民投票を実施することができま 2 住民投票に参加できる者の資格、住民投票を実施する対象、投票結果の取扱いその他住民投票の実施に必要な具体的事項は、それぞれの事案に応じて、別に条例を定めるとします。 3 市長は、実施した住民投票の投票結果の取扱いについては、事前に、事案ごとに公表しなければなりません。	(住民投票) 第16条 市長は、市政に係る重要事項について広く市民の総意を把握するため、その事案ごとに、条例に定めるところにより住民投票を実施することができま 2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 (住民投票の請求及び発議) 第17条 住民のうち選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。 2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。 3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。	(住民投票) 第27条 市議会及び市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の総意を把握するため、住民投票を実施することができま 2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 (住民投票の請求及び発議) 第28条 満年齢18歳以上の市民及び永住外国人は、その総数の20分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票の実施を請求することができます。 2 満年齢18歳以上の市民及び永住外国人は、その総数の100分の1以上の者の連署をもって、市議会に住民投票の審議の請求をすることができ、議員定数の2分の1以上の市議会議員の賛成で、住民投票は実施されます。また、市議会で否決された場合でも、180日の猶予期間を置けば、前項の請求手続きは可能です。 3 市議会議員は、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て審議し、議員定数の2分の1以上の賛成で住民投票を実施することができます。

15 総合計画

	行政案 (H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
(総合計画) 第16条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びその実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定します。 2 市の執行機関等は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続きを踏まえ、市民の意見の適切な反映に努めます。 3 市の執行機関等は、総合計画について、市民への周知を図り、その進捗管理を適切に行います。			(総合計画) 第22条 市の執行機関は、総合的かつ計画的な市政を推進するため、市議会の議決を経て市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定します。 2 市の執行機関は、総合計画の策定にあたっては、市民参画による手続きを行い、市民の意見の適切な反映に努めるとともに、策定後は広く市民への周知を図ることとします。 3 市の執行機関は、総合計画の進捗管理を市政の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において適切に行います。	(総合計画) 第31条 市長は、総合的かつ計画的な市政を推進するため、市議会の議決を経て市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定するものとします。 2 市長は、基本構想及び総合計画の策定にあたっては、市民参画による手続きを行い、市民の意見を反映させるとともに、策定後は、広く市民へ分かりやすく説明しなければなりません。 3 市長は、総合計画の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において市民参画を図り、それぞれの過程の公開及び公表並びに説明を行うものとしします。
条文				

16 財政運営

	行政案 (H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
(財政運営) 第17条 市の執行機関等は、財政の健全性の確保に努め、総合計画を着実に推進するため、効率的で効果的な財政運営を行います。 2 市の執行機関等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、公表します。		(財政情報の説明) 第16条 市の執行機関は、健全な財政運営を行うために、歳入の確保に当たっては自主的で斬新な施策を創意工夫し、歳出に当たっては費用対効果を数値化するとともに、財務状況の公表、監査の強化及び財政情報の説明に努めなければなりません。	(財政運営) 第30条 市の執行機関は、健全な財政運営のため、総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、市民に分かりやすい財務に関する資料を作成し、財政状況を市民に公表するものとしします。	(財政運営) 第35条 市長は、健全な財政運営を継続するため、財政状況を総合的に把握し、財政計画を定め、総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するものとしします。 (財政状況等の公表) 第37条 市長は、資産、負債及び資金の移転等の状況を正確に把握するため、出資団体等を含めた全会計の連結決算を行ない、財政診断に必要な財務諸表や、発生主義会計による財政収支を明らかにする財政状況資料を作成しなければなりません。 2 市長は、予算の執行状況ならびに財産、地方債、一時借入金の現在高その他財政に関する半年ごとの財政状況等を公表し、見解を示し、わかりやすく市民に説明しなければなりません。 3 市長は、事業ごとの予算及び決算を明らかにし、進捗度や計画達成度を明示する独自の行政評価を行なうとともに、第三者評価を受け、その過程及び結果は、速やかに市民に公表しなければなりません。
条文				(財産管理) 第36条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を個別財産ごとに定めるものとしします。 2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分または取得の予定、用途、管理の状況、其の他前項の目的を達成するために必要な事項が明らかとなるように定めなければなりません。

17 行政評価

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(行政評価) 第18条 市の執行機関等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させます。 2 市の執行機関等は、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続きを踏まえ、その結果について広く市民に公表します。	(行政評価) 第15条 市の執行機関は、行政評価の実施に当たっては、市民及び第三者機関等による評価を加えるとともに、その結果を広く市民に公表しなければなりません。	(行政評価) 第29条 市の執行機関は、総合的かつ計画的な市政運営を推進するため、行政評価を行うものとします。 2 市の執行機関は、行政評価を行うにあたっては、市民参画手続きを踏まえ、適切に実施するとともに、その結果を市民に公表するものとします。	(行政評価) 第18条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を推進するため、第三者機関による行政評価を行い、その結果を市民に、わかりやすく公表するものとします。 2 市長は、行政評価の結果を予算編成、組織及び機構整備並びに総合計画の推進管理等に反映させなければなりません。また、専門性及び独立性を有する外部監査人の監査の結果を踏まえ、必要な措置を講じなければなりません。

18 組織体制

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(組織体制) 第19条 市の執行機関等は、社会経済情勢の変化及び多様化する市政の課題に的確に対応するため、効率的で機能的な組織体制を整備します。 2 市の執行機関等は、市政の課題に的確に対応することができ、知識と能力を持った職員の育成を図ります。		(組織体制) 第21条 市の執行機関は、総合計画、条例、法令、予算に基づく政策、施策及び事業を的確に執行するための組織体制を整備しなければなりません。 2 市の執行機関は、市政の課題に的確に対応することができ、知識と能力を持った職員の育成を図り、効率的で適正な組織運営に努めなければなりません。	(組織体制) 第30条 市長は、総合計画、条例、法令、予算に基づく政策、施策及び事業を的確に執行するための組織体制を整備しなければなりません。 2 市長は、市政の課題に的確に対応することができる知識と能力を持った職員の育成を図り、効率的で適正な組織運営を行なわなければなりません。 3 市長は、重要かつ緊急性を必要とする専門の業務部門職員を、5人を限度に、民間より期限を付けて登用することができ、その職務権限等は、別に規則で定めます。 4 市長は、プロジェクト制による業務遂行など柔軟な業務組織を積極的に採用し、組織のフラット化による人材の効率的な活用を図るとともに、縦割り業務の弊害をなくさなければなりません。

19 審議会等

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(審議会等) 第20条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、市の施策における特定の事項について調査、審議等を行うため、必要に応じ審議会等を設置します。 2 市の執行機関等は、附属機関及び審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めます。		(審議会等への市民参画) 第15条 市長は、審議会等を設置する場合は、幅広い人材が登用されるよう配慮し、その委員の全部又は一部を公募等により選任するよう努めなければなりません。	(審議会等への市民参画) 第22条 市長は、審議会等を設置する場合は、幅広い人材が登用されるよう配慮し、その委員の全部又は3割を公募市民等により選任するものとします。 2 市長は、審議会等委員の選考にあたっては、選考の結果と理由を、速やかに公表するものとします。 3 審議会等の会議は、原則として、公開とします。

20 総合的な行政サービス

	行政案 (H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(総合的な行政サービス) 第21条 市の執行機関等は、市民の要望及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。		(総合的な行政サービス) 第23条 市の執行機関は、市民のニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な連携を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。	(総合的な行政サービス) 第33条 市の執行機関は、市民のニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な連携を図り、総合的な行政サービスを提供するものとします。

21 情報共有

	行政案 (H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(情報共有) 第22条 市の執行機関等及び市議会は、透明で開かれた運営を推進するため、別に条例の定めるところにより、行政運営及び議会活動に関する情報を積極的に市民に開示及び提供し、情報の共有に努めます。	(情報の共有の原則) 第3条 市の執行機関は、市政に関する情報が市と市民との共有財産であることを自覚するとともに、まちづくりに関して必要な情報を市民及び市議会に対して積極的に提供するために、文書及び情報について、整理及び保存し、その管理に関する基準を定め、市民がまちづくりに参加しやすい環境を速やかに整えなければなりません。 2 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める議決事件に関する情報以外の情報についても積極的に収集を行い、取得することができるとともに、まちづくりに関して必要な情報を市民及び市の執行機関に積極的に提供しなければなりません。 3 前2項の基本原則は、別に定める情報公開に関する条例及び個人情報保護に関する条例に速やかに反映されるところとにも、必要に応じて、これらの基本原則に基づく新たな制度の構築に努められなければなりません。 4 市民は、まちづくりについて必要な情報の提供を市に求め、取得することができるとともに、まちづくりに関する、有益な情報及び有している知識を積極的に提供することに努めます。	(情報共有) 第24条 市の執行機関は、参画と協働のまちづくりを推進するために、市政に関する情報を積極的に市民に公開し、提供し、情報の共有に努めなければなりません。	(情報共有の原則) 第14条 市長は、熊本市の自治を推進するために、市政に関する情報を積極的に市民に公開し、提供し、情報の共有を保障する制度をつくらなければなりません。

22 個人情報保護

	行政案 (H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(個人情報保護) 第23条 市の執行機関等及び市議会は、市民の基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、別に条例の定めるところにより、個人情報を通正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じます。		(個人情報保護) 第25条 市の執行機関は、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の実現のため、個人情報の適正な管理に努めるとともに、その利用、提供等に関し適切な保護措置を講じなければなりません。	(個人情報保護) 第15条 市の執行機関は、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の実現のため、個人情報の適正な管理に努めるとともに、その利用及び提供等に関し、十分な保護措置を講じなければなりません。 2 市民は、個人の情報の開示請求等、自己情報コントロール権があります。

23 説明責任

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
	(説明責任) 第24条 市の執行機関等は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれ段階において、その必要性及び妥当性を市民にわかりやすく説明します。	(説明責任の原則) 第4条 市の執行機関は、まちづくりに関する施策の計画立案、実施及び行政評価のそれぞれの過程において、その内容、効果及び手続を市民及び市議会に対して明らかにし、分かりやすく説明しなければなりません。	(説明責任) 第28条 市の執行機関は、市政に関する事項の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その必要性や妥当性を、分かりやすく市民に説明するものとします。	(説明責任) 第17条 市長は、市政に関する事項の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その必要性や妥当性を、速やかにわかりやすく市民に説明しなければなりません。
条文				

24 意見及び要望の取扱い

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
	(意見及び提案の取扱い) 第25条 市の執行機関等は、市民の市政に関する意見及び提案に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めます。 2 市の執行機関等は、前項の対応の経過や結果等について記録を行い、公開します。		(市民の要望の取扱い) 第26条 市の執行機関は、市民の市政に関する意見及び要望に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めなければなりません。 2 市の執行機関は、前項の規定に基づき対応について、その経過や結果等について記録等を行い、必要に応じ公開する等、透明性の高い市政運営に努めます。	(市民の要望の取扱い) 第16条 市長は、市民の市政に関する意見及び要望に対し、迅速かつ誠実に対応しなければなりません。 2 市長は、前項の規定に基づき対応について、その経過や結果等について記録等を行い、速やかに公開する等、透明性の高い市政運営を行います。 3 市長は、市民の権利の保護を図り、市の行政執行等により市民が受ける不利益な取扱いを、簡易かつ迅速に解消させるための第三者機関を設置するものとします。
条文				

25 行政手続

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
	(行政手続) 第26条 市の執行機関等は、別に条例の定めるところにより、適切に行政手続を行い、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。		(行政手続) 第27条 市の執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する必要な事項を定め、適切な運用に努めます。	(行政手続) 第34条 市の執行機関は、市政運営における公平及び公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する必要な事項を、別に条例で定めるものとします。
条文				

26 国及び他の地方公共団体との連携

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(国、他の地方公共団体等との連携) 第27条 市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努めます。 2 市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、地域全体の発展に努めます。 3 市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。	(国及び他の地方公共団体との関係) 第12条 市は、他に誇ることのできるまちとなるために、国及び熊本県に対して、地方自治に関し、対等の立場において発言するとともに、その他の地方公共団体との関係においては、協力と協調による信頼関係を築いていきます。	(国及び他の地方公共団体等との連携) 第31条 私たちのまち熊本市は、共通する課題の解決を図るため、国及び他の地方公共団体等と相互に連携し、協力するよう努めなければなりません。	(国及び他の地方公共団体等との連携) 第38条 熊本市は、共通する課題の解決を図るため、外国の自治体及びNGO、国及び他の地方公共団体等と相互に連携し、協力するよう努めなければなりません。

27 条例の位置付け・最高規範性

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(最高規範性) 第28条 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ることとします。各種計画の策定、見直し及び運用においても同様とします。 2 市民、市議会及び市の執行機関等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。	(この条例の位置付け) 第19条 市長は、条例、規則、訓令、要綱等(以下「条例等」といいます。)の体系及び内容を市民に分かりやすく整備するとともに、この条例に定める基本原則その他この条例の趣旨が条例等に反映されているかを見直し、及びその結果を踏まえて、速やかに条例等の改正等を行わなければなりません。	(条例の位置付け) 第32条 この条例は、市民参画と協働によりつくられた条例であり、私たちのまちの自治の基本事項について定めたものです。 2 他の条例、規則等の制定改廃及び各種行政計画等の策定にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性を図ることとします。	(条例の位置付け) 第39条 この条例は、熊本市の自治の基本事項について定めた最高規範であり、市の執行機関は、他の条例、規則等の制定改廃及び各種行政計画等の策定にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければなりません。

28 条例の見直し

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案
条文	(条例の見直し) 第29条 社会経済情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になった場合は、市長及び市議会は、市民の意見を踏まえ、速やかに適切な措置を講じることとします。	(育てる条例) 第20条 市長は、この条例の施行の日から3年を超えない期間に、この条例に規定する事項に関し、その目的の達成の度合い、社会情勢への適合状況及び市政運営の基本原則として機能しているかどうか等について総合的に検討し、その結果に基づいて、すべての人々に認められ、遵守される最高の条例に育てるべく、改めていきます。	(条例の見直し) 第34条 この条例について、社会、経済等の情勢の変化等により見直し等が必要になった場合は、市長は、必要な措置を講じることとします。	(条例の見直し) 第41条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講じることができるとします。 2 市長は、前項の見直しに際しては、この条例の設立経緯に準じて、公募の市民参画による検討委員会を組織するものとします。

29 対話の原則

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案 (対話の原則) 第5条 前2条に定める基本原則に基づき、市民、市議会及び市の執行機関は、討議及び対話を行っていかねばなりません。この場合において、何人も討議又は対話の場において発言した内容について、責任を問われません。	市民会議素案	より良くする会の案
条文				

30 参画と協働によるまちづくり条例の整備

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案 (参画と協働によるまちづくり条例等の整備) 第13条 市は、まちづくりに関する施策の計画立案、実施及び行政評価のそれぞれの過程において、市民が参加する権利を保障し、及び施策の決定に係る基本原則について定める条例等を制定しなければなりません。 2 参画と協働は、まちづくりの根幹をなす重要な概念であることから、前項に定める条例の制定に当たっては、市民、市議会及び市の執行機関が協議して、参画及び協働の定義、内容等について明らかにするものとします。	市民会議素案	より良くする会の案
条文				

31 法令遵守・公益情報通報制度

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案 (法令遵守・公益情報通報制度) 第17条 市は、法令を遵守し、公共の福祉の向上に資する公益情報を通報した者が、不利益な取扱いを受けることがないように、第三者機関を設けるなどして、公益通報者の保護を図る制度を速やかに構築しなければなりません。	市民会議素案	より良くする会の案
条文				

32 人事制度の確立

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案 (人事制度の確立)	市民会議素案	より良くする会の案
条文		第18条 市は、職員が意欲を持ち、かつ、公平及び公正に職務を遂行することができるよう、昇任等の人事異動及び人事考課を客観的に行い、透明性の確保に努めなければならない。		

33 環境保全

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案	市民会議素案	より良くする会の案 (環境保全) 第26条 市民及び市の執行機関は、市民が健康で快適な生活を営むための、良好な自然環境及び生活環境の保全に努めます。
条文				

34 附 則

	行政案(H17.3上程案)	特別委員会正副委員長修正素案 附 則	市民会議素案 附 則	より良くする会の案 附 則
条文	第13条 この条例は、平成17年4月1日から施行します。ただし、第13条の規定は、規則で定める日から施行します。 2 この条例の施行後4年を経過した場合において、市長及び市議会は、市民の意見を踏まえ、この条例の規定について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとします。	1 この条例は、規則で定める日から施行します。 2 市長は、第13条第1項に規定する条例の制定について、市民の意見等を踏まえて検討を行い、この条例の施行後3年を経過する日までの間に実施することとします。	この条例は、平成17年〇月〇日から施行します。	この条例は、平成17年〇月〇日から施行します。